

もりぐち児童クラブ事業登録児童室に係る傷害保険及び賠償保険 仕様書

1. 主 旨

もりぐち児童クラブ事業登録児童室の活動中（登下校中含む）に発生した事故、ケガなどを救済するものとする。

2. 名 称

もりぐち児童クラブ事業登録児童室に係る傷害保険及び賠償保険

3. 活動内容

もりぐち児童クラブ事業登録児童室

【もりぐち児童クラブ事業実施要綱 抜粋】

第4条 児童クラブに、登録児童室及び入会児童室を設置する。

2 登録児童室及び入会児童室の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登録児童室 児童等(第8条第1項第1号に規定する児童及び同号に規定する幼児をいう。第12条において同じ。)の安全な遊び場の提供

(2) 入会児童室 児童の安全確保及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業の実施

4. 利用者数（対象者）

100,000人（令和5年度年間延べ参加児童数（概算））

※但し、利用数報告は年度末に1回報告するものとし、毎月の人数的変動等にかかる報告は求めないものとする。

5. 活動時間 1人あたり約4時間/日 （年間開設292日予定）

6. 保険期間

傷害保険契約の保険期間は、令和7年5月1日 午前0時から令和8年4月30日 午後12時までとする。

賠償保険契約の保険期間は、令和7年5月1日 午後4時から令和8年5月1日 午後4時までとする。

7. 保険の加入手続き

年間延べ参加児童数（概算）をもって、保険加入ができること。（氏名、生年月日、住所などの一覧名簿の提出を要さない）なお、包括契約方式（傷害保険及び賠償保険）とし、契約時の保険料を確定保険料とする。

8. 対象事故等

もりぐち児童クラブ事業登録児童室の活動中の対象となる事故、ケガ等は、次に掲げるとおりとする。（もりぐち児童クラブ事業登録児童室の参加のための登退室途上を含

む。)

なお、医療機関、整骨及び接骨院の治療を受けた場合にのみ保険金を支払う方式を採用すること。

(1) 損害賠償責任事故

賠償補償対象者が活動中において他人（以下「被害者」という。）の生命・身体及び財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

傷害補償対象者が活動中において発生した急激、偶然、外来の事故、又は熱中症で死亡、負傷また身体に障害を被った事故をいう。

(3) 熱中症の発症

傷害補償対象者が活動中において熱中症の症状が発生することをいう。

(4) 特定疾病

傷害補償対象者が活動中において特定疾病が発生することをいう。特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症及び脱水症（地震などの天災によるものも含む。）を指すものとする。但し、急性心疾患・急性脳疾患及び急性呼吸器疾患については、事故日より過去12ヶ月以内に医師による治療・投薬などを受診していた場合は免責するものとする。

9. 保険の種類

(1) 損害賠償責任事故の填補限度額・免責

ア 填補限度額	1 事故につき（対人・対物共通）	3 億円
イ 免 責	なし	

(2) 傷害事故の補償金

いずれも事故の日から180日以内で180日限度を補償し、通院は180日以内90日限度、入通院合計して180日を限度とし、免責なしとする。

	傷害	特定疾病
災害死亡補償	200万円	200万円
後遺障害補償	最高額200万円	最高額200万円
入院日額 ※	1,000円	1,000円
通院日額	500円	500円

※ 手術（傷害・疾病）手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍の3区分設定すること。

10. 事務処理について

市の事務処理の負担軽減を図るため、最小限の書類とすること。

(1) 保険金請求書類について

ア 賠償責任事故に係る請求

- ・ 事故報告書・示談書・保険金請求書・診断書
- ・ 診断報酬明細書・事故証明書・その他必要な書類

イ 傷害事故に係る請求

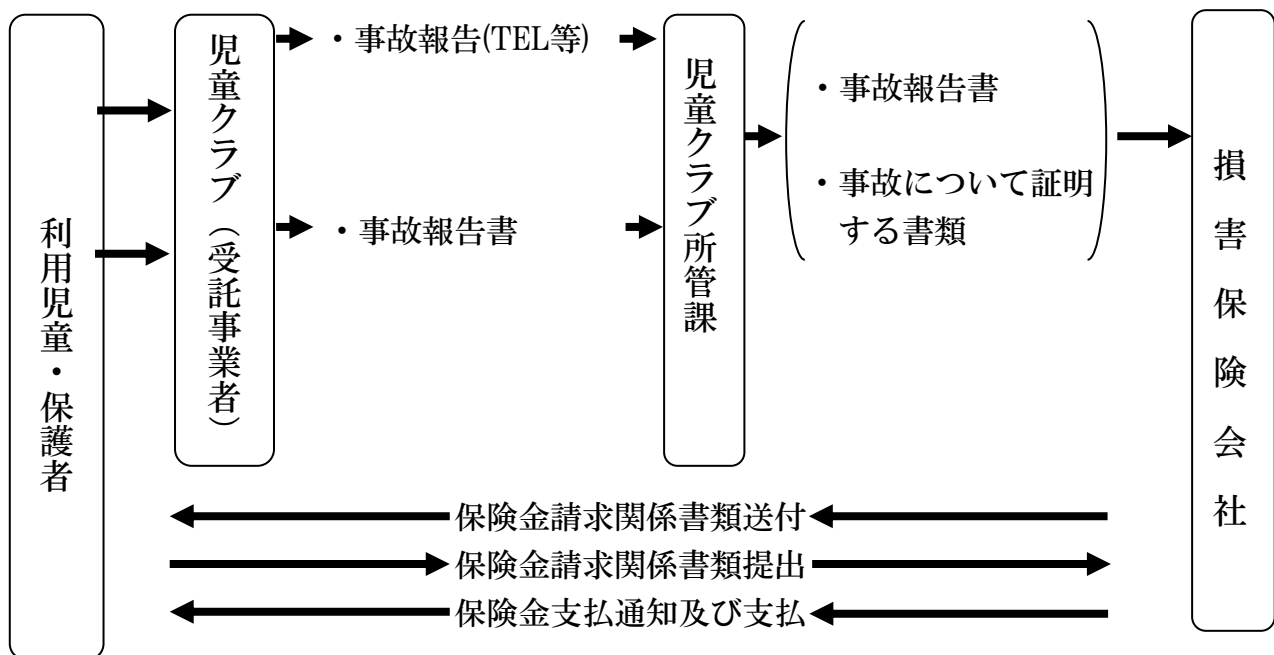
- ・ 事故報告書・保険金請求書・診断書
- ・ 事故証明書・その他必要な書類

(2) 保険金請求の事務の流れ

ア 賠償責任事故に係る請求

事故報告後、損害保険会社と協議

イ 傷害事故に係る請求



(3) 保険金の支払い

保険金の支払いは、損害保険会社から被害者の指定する口座に保険金を振り込むことをもって補償に代えるものとする。

(4) 傷害保険と賠償保険は同一保険会社で契約する。